

政府の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による都市ガス料金の値引きの継続について

当社は、政府による「電気・ガス価格激変緩和対策事業（以下、本事業）」に基づき、都市ガス料金の値引きを実施しておりますが、政府が本事業の延長を決定したことを受け、2023年11月検針分以降も都市ガス料金の値引きを継続いたします。

なお、本事業による値引きの継続に関して、お客さまご自身でのお手続きや当社への連絡は不要です。

記

1. 都市ガス料金値引きの継続の概要

対象のお客さま	当社と都市ガスのご契約があるお客さま (簡易ガスとLPガスで供給しているお客さまは、本事業の対象外となります。)	
継続期間及び値引き単価(税込)	各月の原料費調整額に以下の値引き単価を反映させることにより、都市ガス料金を算定します。	
	継続期間	値引き単価(税込)
	2023年11月検針分～2024年1月検針分	15円/m ³
値引き額(税込)	当社の標準家庭(月のご使用量が22m ³)の場合では、毎月330円の値引きとなります。	

2. 本事業に関するお問い合わせ先

電気・ガス価格激変緩和対策事務局

<フリーダイヤル> 0120-013-305 全日9:00～17:00(年末年始を除く)

経済産業省資源エネルギー庁特設サイト

[電気・都市ガスをご利用するみなさまへ - 電気・ガス価格激変緩和対策事業 | 経済産業省 資源エネルギー庁 \(denkigas-gekihenkanwa.go.jp\)](https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/)

以上